

「市民公益活動を支援する仕組み」に関する提言

平成23年1月31日

奈良市市民公益活動推進会議

提言にあたって

奈良市市民公益活動推進会議においては、仲川市長の諮問を受け、市長マニフェストで掲げられた『奈良版1%条例』を制度化するために、平成21年9月から議論を行い、平成22年3月、市長に制度内容と実施要綱について提言をさせて頂きましたが、残念ながら、制度化されるには至りませんでした。

そこで、この制度について、改めて見つめ直すために、庁内に設置された『1%支援制度検討庁内プロジェクト会議』と、私ども『奈良市市民公益活動推進会議』とで意見を交換しながら、議論を行ってまいりました。

それらの議論の中で、常に目指してきましたのは、この制度をとおして、市民の公益活動が活性化することであり、そうすることで奈良市がもっと元気になるのではないかとということです。

1300年の歴史と文化をもつ奈良市ですが、地域によっては様々な課題があり、それらを行政の力だけで解決するには、もはや困難な状況です。これらの地域課題を解決するためには、地域住民と市民公益活動団体が力を出し合い、行政がそれらの活動を支えていくことが重要であり、そうすることで市民と行政との協働も進み、市民満足度も高まり、豊かなまちになるのではないかと考えます。

そこで、市民公益活動を活性化させるための仕組みとして、この「(仮称)奈良市市民が選ぶ1%支援制度」をはじめ、ボランティア活動ポイント制度やワンコイン支援制度を創設し、市民公益活動の支援について積極的に推進されることを提言します。

ところで、昨年末の12月16日に、平成23年度税制改革大綱が閣議決定されました。そこでは、市民が参画する様々な「新しい公共」の担い手を税制面から支援するとして、所得税の税額控除制度導入、認定NPO法人要件の緩和、個人住民税のNPO寄附控除、ふるさと寄附金制度の活用などが実現されようとしています。

全国に広がる「新しい公共」の担い手支援への大きな流れの中で、奈良市におかれましても、この提言の趣旨をきちんと受け止めて頂き、出来る限り早い段階において、これらの市民公益活動支援制度を実現され、この分野のトップランナーとしての地位を確立されることを期待しております。

平成23年1月31日

奈良市市民公益活動推進会議

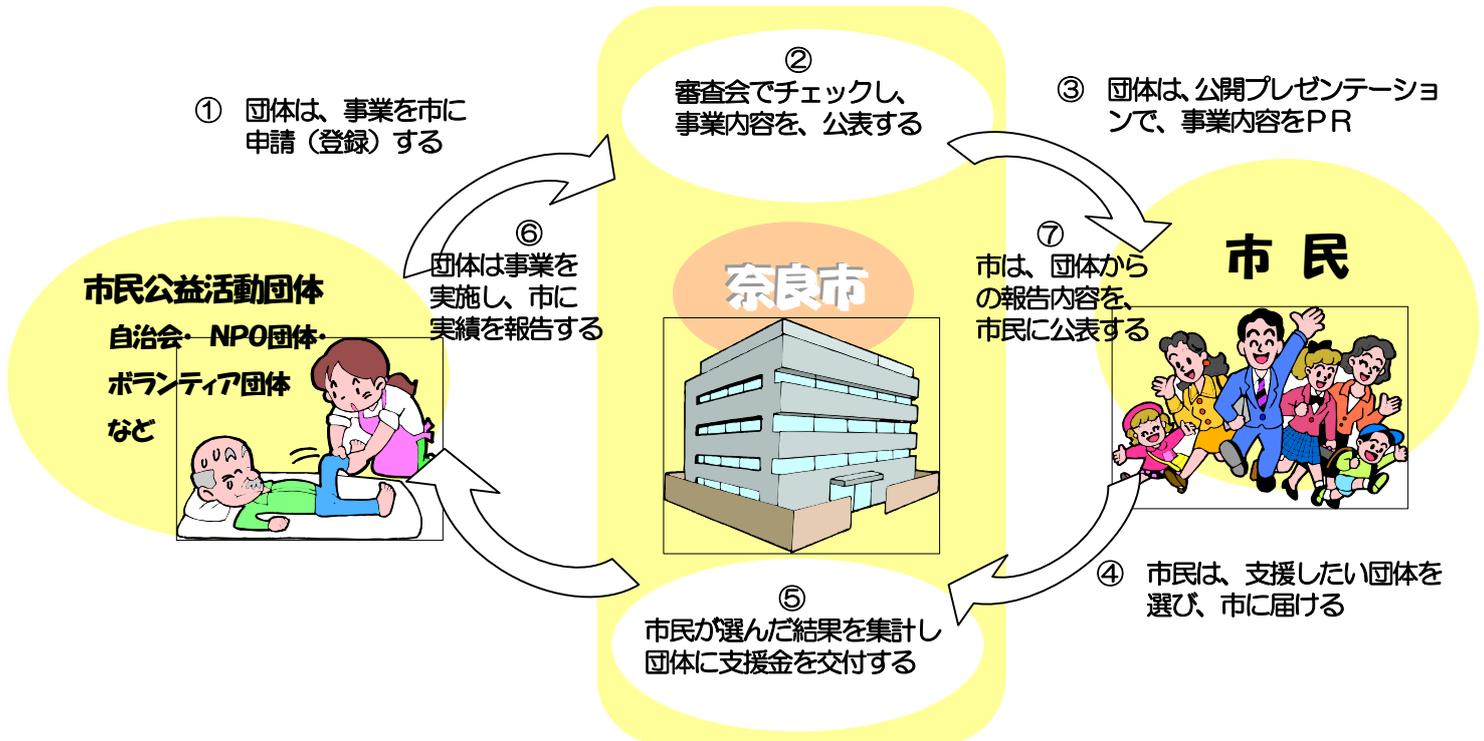
委員長 新川達郎

1. (仮称) 奈良市市民が選ぶ1%支援制度の概要

市民公益活動を活性化させるとともに、その活動や税金の使い道についての理解と関心を深め参加意識を高めていただくために、市民の皆さま方が自分の納めた個人市民税の1%に相当する額で、自分の選んだ市民公益活動を支援することができる制度です。

この制度の大きな流れは次のとおりです。

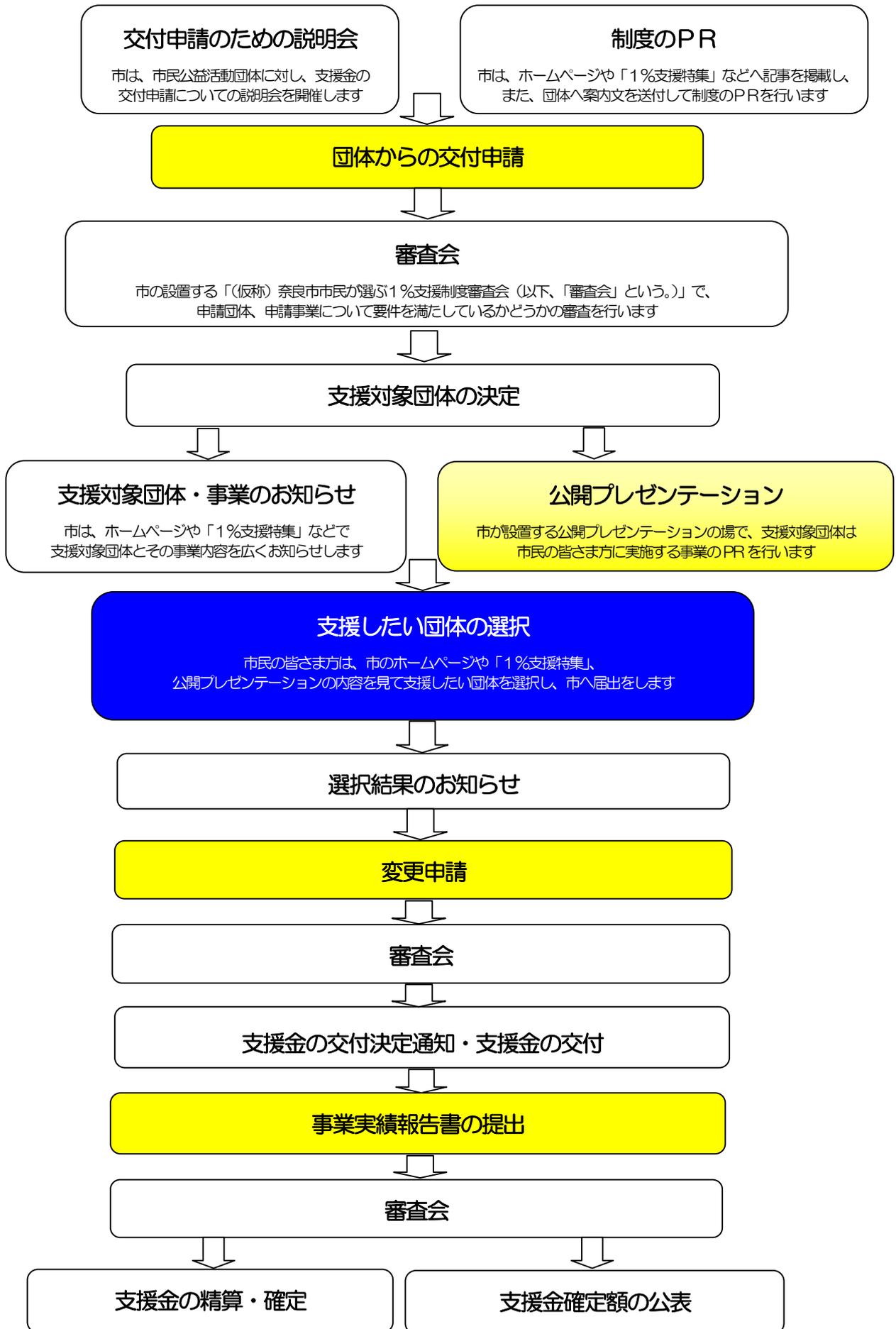
- ① 市民公益活動※団体は、実施する事業を市に申請（登録）します。
- ② 市は、審査会で申請書類等をチェックした後、市のホームページやパンフレットなどで申請された事業内容を、広く市民の皆さま方にお知らせします。
- ③ 団体は、公開プレゼンテーションの場において、実施する事業をPRします。
- ④ 市民の皆さま方は、それらの内容を見て、自分の個人市民税の1%相当額で支援したい団体を選び、市に届け出ます。
- ⑤ 市は、市民の皆さま方が選んだ結果を集計し、審査会に諮った後、団体に支援金を交付します。
- ⑥ 団体は、その支援金を活用して事業を行い、事業が終われば市に実績を報告します。
- ⑦ 市は、その報告の内容を、市のホームページなどで、市民の皆さま方に公表します。



※市民公益活動…市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動。

市民公益活動を行う団体には、自治会などの地域自治組織、NPO団体、ボランティア団体などがあります。

(仮称) 奈良市市民が選ぶ1%支援制度 フローチャート



2. 制度の必要性とその効果

今、国の施策においても「新しい公共」の担い手づくりや、また、担い手となる団体への支援を促進しやすい環境整備にも取り組もうとされています。奈良市においても、地域が抱える様々な課題を解決するためには、自立した市民の皆さま方による自主的な活動が不可欠であり、これからは、それらの活動が非常に重要になると思われます。そこで、行政として、公益活動とともに担うパートナーである、自治会やNPO団体、ボランティア団体などに対する基盤整備のひとつとして、市民自らの意思により市民公益活動に対して支援できる「(仮称)奈良市市民が選ぶ1%支援制度」を実施されることにより、地域活動への参画の機会が拡大され、地域活動に対する市民の皆さま方の理解がより深まり、奈良市の市民公益活動の活性化につながるものと考えます。

3. 市民アンケート調査の結果

市は、市民の皆さま方の声を少しでもこの制度に反映させ、充実した制度とするために、平成22年6月29日から7月31日までの間、奈良市にお住まいの18歳以上の2,000人の方々を無作為に抽出し、市民アンケート調査を実施されました。

その結果、2,000人中787人の方々回答され(回答率39.35%)、この制度について、実施されれば「ぜひ利用したい」又は「できれば利用したい」と回答された方が67.7%おられました。これは、全体の約3分の2を占めており、性別や年代に関わらず、半数以上の方々がこの制度について肯定的にとらえておられるということを示しています。そして、「市民公益活動をしたいとは思わない」と回答された190人の方々の内、52.6%の方々についても、この制度を肯定的に考えておられるという結果からみても、この制度の必要性が感じられます。

4. 市民公益活動推進会議で議論した主な内容

会議では、制度の実施スケジュール、事前事後の審査のあり方、申請書類の簡素化、申請団体向けのガイド作成、剰余金の基金への繰り入れの検討、幅広い市民の参加のための方策などの検討を行いました。

《制度の実施スケジュールについて》

年度当初に支援対象事業を募集し、その年度中に支援金を交付するというスケジュールと、年度の中頃に、次年度に実施する事業を募集し、次年度の4月には団体に支援金が交付されているという、二つのスケジュールについて、議論を行いました。

事業開始時に支援金額が確定していない状況では、事業実施が困難な団体も出てくる可能性があるため、年度当初に支援金が交付されるスケジュールのほうがいいのではないかという意見もありましたが、その場合、現実問題として、この制度による支援が平成24年度からになってしまうため、それよりも早い段階で支援すべきなのではないかということから、年度当初に支援対象事業を募集し、その年度中に支援金を交付するというスケジュールがいいのではないかということでもとまりました。

《（仮称）奈良市市民が選ぶ1%支援制度審査会における審査内容について》

まず、申請時の審査のあり方について議論を行いました。審査会では、「交付対象団体要件」と、「交付対象事業要件」を確認することはもちろんですが、団体による申請時の負担を少しでも軽くするために、一次審査と二次審査にわけ、最初の申請を簡単なものにして一次審査である程度の振り分けを行い、その一次審査を通過した事業を行う団体からのみ、正式な申請書を提出して頂いて、二次審査を行ってはどうかという意見がありました。しかし、簡単な申請だけで振り分けを行うのは困難ではないかということと、この制度では、市民の皆さま方が、支援したい事業（団体）を選択するというのが一番重要なポイントであるため、『市民の選択肢を狭めない』範囲で審査する必要があることから、審査会においては、「事業の公益性」や「事業費の妥当性」、「見込まれる成果」、「事業の継続性」などについて重点的に審査を行い、再提出を促すなどの指導は行うものの、基本的には審査会で振り落とすということはない方がいいのではないかということになりました。

次に、市民の皆さま方からの選択の結果、団体が当初の計画を変更する（交付金額の増額又は減額を行う）場合、その変更内容についても審査を行います。

そして、事業完了後の審査についても、提出された実績報告の内容が、支援金の交付決定を行った内容と適合しているか、特に不必要な支出はないかなどについて審査を行い、疑問点があれば、団体から聞き取り調査を行うことも必要かと思われます。

《申請書類の簡素化について》

申請された事業の公益性や有効性などを審査・判定するために、申請書類には申請事業にかかる事業計画と事業予算以外に、団体の概要として、団体の目的や主な活動内容、収支状況など、総合的な情報が必要となってきます。また、この制度は、それらの申請書類を市民の皆さま方に公表することにより、市民の皆さま方から支援したい事業（団体）を選択して頂くものでもありますので、考えられる最低限の書類の提出は必要であると考えています。ただ、なるべく申請しやすくするために、申請書類を出来る限り簡素化することと、事前にメールなどで、記入もれがないかなどの確認ができるよう配慮してはどうかという結論に達しました。

《団体用ガイドブックについて》

申請される団体のために、申請書類や実績報告書などの書き方について、詳しく説明するガイドブックが必要ではないかということで、その内容について議論を行いました。

このガイドブックでは、申請の流れはもちろん、支援金の対象となる経費について詳しく例を挙げるとともに、個々の申請様式の記入例についても丁寧に記載すべきであると考えています。

《基金について》

市民の皆さま方が特定の団体を選択することが困難な場合や、市民の皆さま方からの選択の結果が申請額を上回った場合、どのようにすべきかについて議論を行いました。

また、市が実施されたパブリックコメントの結果も踏まえ、やはり、市民の皆さま方からの支援の意思を無駄にしないためにも、特定の団体を選択することが困難な場合は、基金に積み立てることを選択できること、また、市民の皆さま方からの選択の結果が申請額よりも上回った場合、その上回った分も基金に積み立てられる方法をとるべきであるとの結論に達しました。

また、積み立てられた基金については、支援対象団体の方々からも意見を伺いながら、その使途を明確にすべきであると考えます。

《非課税の方々の参画方法について》

この『(仮称) 奈良市市民が選ぶ1%支援制度』は、市民の皆さま方に、市民公益活動に関心を持っていただき、みんなでそれらの活動を支えていくということを狙いに行っていることから、納税者だけでなく、非課税の方々にも参加していただくことができるような方法を考える必要があるのではないかという議論を行いました。

その方法の一つ目として、個人市民税の平均額（納税された個人市民税を、納税した人数で割って算出した額など）で支援する方法。

二つ目は、市が指定したボランティア活動などに参加して貯めたポイントで支援する方法（1ポイント＝何円かを決め、貯めたポイント分を支援金と見なす）。

三つ目は、自分のお金（ワンコイン：500円など）で支援する方法。

四つ目は、地域貢献型自動販売機を設置し、その自動販売機を通じて市民の皆さま方から寄附を募り、その売上の一部を支援金として活用する方法です。

これらについて、どの方法が有効的であるか、コスト面も考えながら議論を行いました。

例えば、ポイント制度を実施することで、基本的には個人のモチベーションが高まり、市民公益活動が活性化されるということは想定できますが、運営面においてはコストをかけず、また、事務手続きも煩雑にならないような制度にすべきであると思われます。

それと、ワンコインによる支援は、自分の意思が反映できるので良い半面、市民の皆さま方が支援しやすい方法、つまり500円の回収方法を検討すべきであると思われます。

いずれにしても、市が実施されたパブリックコメントの結果も踏まえ、より多くの市民の皆さま方に参画頂きたいという意味合いで、ポイント制度で支援する方法と、自分のお金で支援する方法の両方を取り入れてはどうかという結論に達しました。

5. パブリックコメントの結果

先ほども述べましたが、市は、制度内容をより充実させるために、平成22年10月5日から29日までの間、これまでの我々の議論の中から、絞り込んだいくつかの論点について、パブリックコメントを実施されました。

一つ目は、市民の皆さま方が支援するとき、特定の団体を選ぶことが難しい場合、どのようにするかということで、二つ目は、子どもや家事従事者などの非課税者の方々に、この制度に参画して頂くためには、どのような方法がいいかについてです。

一つ目の、特定の団体を選ぶことが難しい場合については、「基金へ積み立てることを選択できればいいのではないか」、また、「分野を設定して、分野単位で支援する方法がいいのではないか」といったご意見がありました。二つ目の非課税者の方々に制度に参画して頂く方法としては、「ポイント制度により、ポイントで支援できる方法がいいのではないか」、「自分のお金で寄附できる方法がいいのではないか」、また、「ポイント制度と自分のお金で寄附する二つ制度を両立させればいいのではないか」といったご意見が寄せられました。

6. 『(仮称) 奈良市市民が選ぶ1%支援制度』の実施に向けての提案

以上のことを踏まえ、この『(仮称) 奈良市市民が選ぶ1%支援制度』を充実した制度にするために、次の提案をさせていただきます。

① 制度の実施スケジュールについて

- ・平成23年度の早い時期から申請事業（団体）を募集し、年度内に支援金が交付できるようなスケジュールによる実施を望みます。

② 審査会における審査内容について

- ・市民公益活動の活性化の趣旨に沿うよう、必要最小限度の審査とする。
- ・「交付対象団体要件」及び「交付対象事業要件」の確認を行う。
- ・「事業の公益性」、「事業費の妥当性」、「見込まれる成果」、「事業の継続性」などについては特に重点的に審査を行う。
- ・変更申請があった場合、その変更内容について審査を行う。
- ・事業完了後、提出された実績報告の内容について審査を行う。必要であれば、団体から聞き取り調査も行う。

③ 申請書類の簡素化について

- ・申請書類を出来る限り簡素化すること。
- ・事前にメールなどで、記入もれがないかなどの確認ができるよう配慮すること。

④ 団体用ガイドブックについて

- ・申請の流れや用語について、詳しく説明すること。
- ・支援金の対象となる経費について、分かりやすく例を挙げて説明すること。
- ・個々の申請様式について、記入例を作成すること。

⑤ 基金について

- ・特定の団体を選択することが困難な場合は、基金に積み立てることを選択できること。
- ・市民の皆さま方からの選択の結果が申請額よりも上回った場合、その上回った分も基金に積み立てられる方法をとること。
- ・積み立てられた基金の用途を明確にすること。

参考：市民公益活動団体の活動内容を紹介するような冊子の作成
活動に必要な貸し出し用備品の購入など

⑥ 幅広く市民の皆さま方の参画を得る方法について

市民が選ぶ1%支援制度による支援に参画できない非課税の市民の方々にも参画頂けるように、この制度を補完するものとして、次の二つの手法を別立てで制度化すること。

ア 奈良市地域貢献ポイント制度（案）の活用（別紙1）

市民の皆さま方が、市の指定するボランティア活動に参加するなどして貯めたポイントが満点になると、市の施設の入場料の一部として利用できる制度を創設し、そのポイントを活用する。

そのポイント制度により貯めたポイントが満点にならなくても、貯まったポイントを円に換算して、1%支援制度において、支援したい事業（団体）を選択するか、基金への積み立てを選択することができるものとする。

イ ワンコインによる支援制度

自分のお金、一人1回ワンコイン（500円）で、支援したい事業（団体）を選択するか、基金への積み立てを選択することができるものとする。

この制度の創設により、より多くの市民の皆さま方に参画頂けるとともに、様々な方法を用意することで市民の皆さま方の志をよりよく活かすことができるのではないかと考えます。

以上のことが制度化され、運用されることにより、市民の皆さま方にとっては、支援したい事業（団体）を選択することで自分の意思が反映されるとともに、市民公益活動団体の皆さまにとっても、自分たちの活動が選ばれることにより、より多くの市民の皆さま方に理解され評価されることとなります。また、これを機会に市民公益活動に参加してもらえきっかけができ、ひいては、市民公益活動が活性化されるのではないかと考えます。

最後に、奈良市におかれては、この提案を実現することと併せて、全国初の「市民公益活動を支援する都市宣言」を行い、市民公益活動の活性化につなげられてはどうかと思います。

奈良市市民公益活動推進会議設置要項

(目的及び設置)

第1条 本市の市民参画及び協働を推進し、広く意見を聴取するため、奈良市市民公益活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 市民公益活動支援センター（仮称）の機能や運営形態等に関する事。
- (2) その他市民参画及び協働の推進に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民から公募した者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公益活動団体関係者
- (4) 企業関係者
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民活動推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要項は、平成20年10月20日から施行する。

附 則（平成21年4月1日改正）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

奈良市市民公益活動推進会議 委員名簿

(敬称略 50音順)

	氏 名	所 属
	秋 葉 武	立命館大学 産業社会学部 准教授
	安達 孝雄	富雄地区自治連合会会長
	井上 芳恵	龍谷大学 地域人材・公共政策開発システム オープン・リサーチ・センター支援室 博士研究員
	岩田 憲治 (平成22年7月30日委嘱)	大阪大学NPO研究情報センター 研究員
	島 田 仁	特定非営利活動法人 関西環境とインフラを考える会 名誉理事
委員長	新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科教授
	野崎 善男	前奈良市社会福祉協議会会長
	水谷 綾 (平成21年9月3日委嘱)	社会福祉法人 大阪ボランティア協会事務局長
副委員長	八坂 豊	奈良ロイヤルホテル 代表取締役
	吉田 浩巳	特定非営利活動法人 大和まほろばNPOセンター常務理事・事務局長

1%支援制度検討庁内プロジェクトチームによる検討の経過

	月 日	内 容	出席者数	傍聴者数 報道関係者数
第1回 庁内プロジェクト会議	平成22年4月22日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・1%支援制度検討庁内プロジェクトチームの設置 ・1%支援制度の概要説明 ・議会での質問事項について ・市民アンケート調査(案)について ・今後の検討スケジュールについて 	12人	
第2回 庁内プロジェクト会議	平成22年5月11日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査(案)について 	8人	
第3回 庁内プロジェクト会議	平成22年7月23日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査の中間報告 ・1%支援制度の実施スケジュールについて ・非課税の方々の参画方法について 	11人	
平成22年度 第1回推進会議	平成22年7月26日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・議会での質問事項について ・1%支援制度検討庁内プロジェクトチームの設置について ・市民アンケート調査内容と中間報告 ・1%支援制度の実施スケジュールについて ・非課税の方々の参画方法について ・今後の検討スケジュールについて 	7人	1人 0人
平成22年度 第2回推進会議	平成22年10月4日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査結果報告 ・1%支援制度実施要綱(案)について ・庁内意見募集の結果報告 ・1%支援制度審査会での審査内容について ・1%支援制度団体用ガイドブックについて 	8人	0人 1人
第4回 庁内プロジェクト会議	平成22年11月15日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・基金への積立について 	9人	
平成22年度 第3回推進会議	平成22年11月25日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・申請書類の簡素化について ・基金への積立について 	8人	0人
平成22年度 第4回推進会議 (庁内プロジェクト 会議との合同会議)	平成23年1月12日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・非課税の方々の参画方法について ・1%支援制度に関する提言の内容について 	8人 (庁内プロジェクト：8人)	0人 3人

奈良市地域貢献ポイント制度(案)

【制度の愛称】 ええことポイント

【趣 旨】

この制度は、市の指定するボランティア活動に参加するなど、地域に貢献することでポイントがもらえて、そのポイントが市の施設の入場料の一部として利用できるものです。この制度により、市民の皆さまに地域への関心を持ってもらい、市民活動への理解と参加を広げます。

【対象となる活動として考えられるもの】(一例)

①エコキャップの回収(案)(市民活動推進課) <4個(10g)1ポイント>

- ・市民が集めたペットボトルのキャップを回収し、回収したキャップを「NPO法人エコキャップ推進協会」に送り、リサイクル業者へ売却した利益を「認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会」に寄附してワクチンの購入費用として役立ててもらおう。

また、キャップをリサイクルすることで、焼却によるCO₂の排出を抑え、地球温暖化の防止に寄与する。

②こどもエコクラブ(環境政策課) <年間50ポイント>

- ・こどもが誰でも参加できる環境活動クラブ。
- ・2人以上の仲間(メンバー)と、活動を支える1人以上の大人(サポーター)で構成する。
- ・エコロジカルあくしゅん(子どもたちが興味や関心に基づいて自主的に行う環境活動)、エコロジカルとれーくんぐ(ニュースレターに掲載している環境活動・学習プログラムに取り組む活動)などの活動を行う。
- ・活動したら、環境政策課に報告する。(提出は自由)

※ 報告するとアーススタンプがもらえる。

※ 活動を継続すると、3年で銀バッジ、6年で金バッジがもらえる。

③骨髄バンクに登録(保健予防課) <50ポイント>

- ・白血病や再生不良性貧血などの患者に骨髄を提供するためのドナー登録を行う。

※ 登録された方には、ドナー登録確認書を送付している。

④違反広告物追放推進員(景観課) <1回10ポイント(上限60ポイント)>

- ・電柱、ガードレールあるいは街路樹などに無秩序、無制限に掲出されている違反広告物の除去を行う。
- ・活動したときは、報告書を提出する。

★ 今後、対象となる活動や講座などを増やして、全庁的な取り組みをめざします。

【ポイントの発行】

- ・対象となる活動をされた方に、各担当課がポイント換算を行い、カードにスタンプを押します。

※ カードとスタンプは市民活動推進課で作成し、各課に配布。

【ポイントカードについて】

- ・スタンプ100個で満点。

【たまったポイントの使い道】

- ・満点カード1枚で次の施設の入場料の一部(300円分)として利用できます。

奈良市写真美術館、奈良市杉岡華邨書道美術館、西部生涯スポーツセンター屋内温水プール、ならやま屋内温水プール、青山プール、石打コミュニティスポーツプール

- ・満点カード1枚で奈良市保健所・教育総合センター内のキッズシアターを特別に鑑賞できます。

【運営方法】

- ・手続きはできるだけ簡素化するとともに、市民や市民組織の参画と協力を求め、市の事務負担の軽減を図ります。